

給水装置工事施行基準

鈴鹿市上下水道局

目次
〔給水装置工事施行基準〕

第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 給水装置の設置
- 第4条 給水装置工事の申込み及び施工
- 第5条 審査
- 第6条 給水装置工事の基本事項
- 第7条 給水装置の種類
- 第8条 給水装置工事の種別
- 第9条 分担金・手数料
- 第10条 指定給水装置工事事業者制度
- 第11条 給水装置工事主任技術者の責務

第2章 給水装置の構造及び材質

- 第12条 給水装置の構造及び材質
- 第13条 給水装置の器具機材
- 第14条 給水装置工事材料の主な種類

第3章 給水装置工事の申込み

- 第15条 申込書及び関係書類の提出
- 第16条 工事申込
- 第17条 工事着手
- 第18条 設計の変更・工事の取消等
- 第19条 給水装置工事に伴うメーターの貸与
- 第20条 完了時の書類提出

第4章 給水装置の基本設計

- 第21条 設計の基本条件
- 第22条 基本調査
- 第23条 給水方式の決定
- 第24条 計画使用水量の決定
- 第25条 メーター口径の決定
- 第26条 給水管口径の決定

第5章 給水装置の分岐及び撤去

- 第27条 連絡調整
- 第28条 給水装置の分岐
- 第29条 給水装置の撤去

第6章 給水装置の基準

- 第30条 関係法規等
- 第31条 給水管
- 第32条 止水栓

第7章 3階直圧給水の基準

- 第33条 目的
- 第34条 適用地区
- 第35条 協議等
- 第36条 覚書事項
- 第37条 建物用途及び配管形態
- 第38条 給水装置の逆流防止対策
- 第39条 配水管の口径
- 第40条 給水器具の制約
- 第41条 水栓の高さ
- 第42条 実施条件及び回答書
- 第43条 給水装置の設計
- 第44条 貯水槽給水からの改造

第8章 貯水槽給水の基準

- 第45条 関係法規等
- 第46条 貯水槽の容量
- 第47条 貯水槽への給水量制限
- 第48条 貯水槽の付属設備

第9章 水道メーター

- 第49条 メーター
- 第50条 メーターの取扱基準
- 第51条 メーターの設置基準

第10章 給水台帳の作成

- 第52条 給水台帳の作成

第 1 1 章 給水装置の施工

- 第 5 3 条 給水引込工事
- 第 5 4 条 屋内配管工事
- 第 5 5 条 管の接合
- 第 5 6 条 防護
- 第 5 7 条 民地内止水栓
- 第 5 8 条 ボックス類の設置
- 第 5 9 条 管及び給水用具の接続

第 1 2 章 検査及び維持管理

- 第 6 0 条 主任技術者が行う検査
- 第 6 1 条 管理者が行う検査
- 第 6 2 条 給水装置工事記録の保存
- 第 6 3 条 給水装置の維持管理

給水装置工事施行基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この給水装置工事施行基準（以下「基準」という。）は、水道法及び関係法令並びに鈴鹿市水道事業給水条例（以下「条例」という。）等に規定する給水装置工事の設計・施工・検査・保守管理並びに給水装置工事の事務手続についての必要事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 給水装置 給水のため配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
また、給水装置の区分は次のとおり。
一次側 配水管の分岐から直結止水栓までの給水装置をいう。
二次側 メーター以降の給水用具までの給水装置をいう。
- (2) 給水引込管 特定の給水装置へ給水の目的で配水管又は共同給水管から分岐して布設する管をいう。
- (3) 給水用具 給水管と直結して、有圧の状態で給水できる用具をいう。
- (4) 配水本管 原則として、給水引込管の分岐を許可しない配水管をいう。口径φ400mm以上とする。ただし、大工場等の給水引込については協議によるものとする。
- (5) 配水管 配水池及び配水塔又は配水ポンプを起点として、不特定多数の水道使用者又は給水装置の所有者に配水するために布設した管、即ち給水管の分岐を許可する配水管をいう。口径φ350mm以下とする。
- (6) 共同給水管 複数の給水装置へ給水するために配水管から分岐し布設した主として口径φ40mm以下の管をいう。

(給水装置の設置)

第3条 給水装置の引込みは1敷地、1引込み、1メーターを原則とする。

(給水装置工事の申込み及び施工)

第4条 給水装置工事の申込みについては、条例第5条第1項による。

2 給水装置の新設等の申込みをする者(以下「申込者」という。)は、管理者に給水装置工事を申込み際には、指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に委託して施工するものとする。

3 給水装置の工事施行については、条例第7条第1項による。

(審査)

第5条 管理者は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行う上から、本基準に基づき、適正な施工を審査する。

(給水装置工事の基本事項)

第6条 配水管の取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具については、条例第8条第1項による。

2 配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事は、条例第8条第2項による。

3 申込者の給水装置が、法令等の規定に適合していないときは、条例第32条による。

(給水装置の種類)

第7条 給水装置の種類についての規定は、条例第4条による。

(給水装置工事の種別)

第8条 給水装置工事は、次の各号に掲げる種別に区分するものとする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事をいう。
- (2) 改造工事 給水装置の管種、口径、位置、水栓数等の変更、一部撤去並びにメーターの口径を変更する工事をいう。
- (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで、既設給水装置を修繕する工事をいう。
- (4) 撤去工事 不要になった給水装置のすべてを取外す工事をいう。
- (5) 臨時工事 臨時用の給水を目的として、あらかじめ撤去日を定めて臨時的に新たに給水装置を設ける工事をいう。
(最長12か月)

2 給水装置工事とは、調査、計画、設計、施工及び検査の一連の過程がすべて含まれるものをいう。

(分担金・手数料)

第9条 給水装置工事申込みに際して必要な費用は申込者の負担とし、次の各号に掲げる種別に区分するものとする。

(1) 分担金 条例第11条及び鈴鹿市水道事業給水条例施行規程
(以下「施行規程」という。)第10条による。

(2) 手数料 条例第29条による。

(指定給水装置工事事業者制度)

第10条 指定給水装置工事事業者制度についての法令等の規定は、水道法第16条の2第1項及び鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(以下「指定工事事業者規程」という。)による。

(給水装置工事主任技術者の責務)

第11条 給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の責務についての法令等の規定は、法第25条の4第3項による。

第 2 章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び材質)

第 12 条 給水装置の構造及び材質は、水道法及び同施行令等に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水道法第 16 条による。
 - (2) 水道法施行令第 6 条による。
- 2 給水管及び給水用具の指定は、条例第 8 条による。

(給水装置の器具機材)

第 13 条 給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、第 12 条で定めた構造及び材質であって、適切な場所に使用することとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認証品
- (2) 規格品

(給水装置工事材料の主な種類)

第 14 条 給水装置工事材料の主な種類は、次の各号に区分するものとする。

- (1) 管、継手類
- (2) 水栓類
- (3) バルブ類
- (4) 機器類
- (5) ユニット類
- (6) 補助材料
- (7) メーターボックス、制水弁筐

第3章 給水装置工事の申込み

(申込書及び関係書類の提出)

第15条 給水装置工事の申込みは、申込者から委託を受けた指定工事事業者が行うものとする。

2 指定工事事業者は、次の各号に掲げる書類を必要に応じて作成し提出するものとする。

- (1) 給水装置〔新設・改造・撤去〕工事申込書(様式第1号)
- (2) 位置図
- (3) 〔新設・改造・撤去〕給水装置(申込)台帳 設計(様式第2-1号)
- (4) 〔新設・改造・撤去〕給水装置(申込)台帳 竣工(様式第2-2号)
- (5) 〔新設・増設〕給水装置(承認)台帳 設計(様式第3-1号)
- (6) 〔新設・増設〕給水装置(承認)台帳 竣工(様式第3-2号)
- (7) 給水開始申込書(様式第4-1号)
- (8) 給水開始申込書共同住宅用(様式第4-2号)
- (9) 水道メーター設置に係る確約書(様式第5-1号)
- (10) 仕切弁設置に係る確約書(様式第5-2号)
- (11) 各戸給水工事予定表(様式第6号)
- (12) 給水装置工事自主検査報告書(様式第7号)
- (13) 給水装置工事中止届(様式第8号)
- (14) 給水装置工事分担金還付依頼書(様式第9号)
- (15) 受水槽調書(様式第10号)
- (16) 給水管布設(事前)協議書(様式第11号)
- (17) 臨時工事申込書(鈴鹿市臨時給水取扱要綱第3条第1項(第1号様式))
- (18) 臨時工事により設置した給水装置の廃止届(鈴鹿市臨時給水取扱要綱第3条第3項(第2号様式))
- (19) 土工図
- (20) 現況写真
- (21) その他必要書類

(工事申込)

第16条 指定工事事業者は、申込みにあたり、事前に必要な調査を行うものとする。

2 申込者は、別に定める金額を管理者に納付するものとする。

(工事着手)

第17条 指定工事事業者は必要書類を提出し、管理者より設計審査承認を得た後、工事予定表を提出して工事に着手するものとする。

(設計の変更・工事の取消等)

第18条 指定工事事業者は、設計内容に変更等が生じた場合は、管理者に報告し指示に従わなければならない。

2 指定工事事業者は、工事の申込みを取消す場合は、速やかに管理者に給水装置工事中止届(様式第8号)を提出しなければならない。

(給水装置工事に伴うメーターの貸与)

第19条 管理者は、一次側を竣工承認した後、二次側の設計承認の際にメーターを貸与するものとする。ただし、管理者が認めたときは、この限りではない。

(完了時の書類提出)

第20条 指定工事事業者は、工事完了後、次の各号に掲げる関係書類等を速やかに提出しなければならない。

- (1) 給水装置(申込)台帳 竣工(様式第2-2号)
- (2) 給水装置(承認)台帳 竣工(様式第3-2号)
- (3) 給水装置工事自主検査報告書(様式第7号)
- (4) 戸番図修正図(新築・建替の場合は建物の配置平面図)
- (5) 工事写真
- (6) 施工管理表(EF 接合チェックシート、フランジ継手チェックシート)
- (7) その他必要書類

第4章 給水装置の基本設計

(設計の基本条件)

第21条 給水装置の設計とは、現地調査に始まり給水方式の選定、管布設位置の決定、管口径の決定、給水装置設計図の作成及び工事費の算出等に至る一切の事務的、技術的な作業をいう。

(基本調査)

第22条 指定工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けたとき、現場状況を実に把握するための必要な調査を行うものとする。

2 調査は、設計の基礎となる重要な事項であり、調査の良否は設計、施工、さらには給水装置自体に様々な影響を与えるため、慎重に行わなければならない。

(給水方式の決定)

第23条 給水方式は、直圧給水又は貯水槽給水とするが、方式の決定にあたっては、所要水量、使用状況及び維持管理面等を考慮し決定するものとする。

2 直圧給水は、配水管等と給水用具を直結して配水管等の水圧を利用し給水する方式で、原則として、3階建ての建物までとする。

3 貯水槽給水は、配水管等からの水道水を一端水槽その他(以下「貯水槽」という。)に受け、その貯水槽から給水する方式で、配水管等の水圧が建物内の給水栓に全く影響しないものをいい、以下の場合に適用されるものとする。

- (1) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に必要とするもの。
- (2) 常時一定の水圧を必要とするもの。
- (3) 工事の断水時にも、給水を必要とするもの。
- (4) 高台等で、水圧が不十分で所要の水圧が得られない箇所へ給水するとき。
- (5) 一時に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (6) 薬品を使用する工場等、逆流によって配水管等の水質を汚染するおそれがあるもの。
- (7) その他、管理者が必要と認めたもの。

(計画使用水量の決定)

第24条 計画使用水量とは、対象施設等へ給水される水理計算上の水量であり、給水管口径の決定等の基礎となる。

水理計算において使用する計画使用水量は、次の各号によるものとする。

- (1) 計画瞬時最大水量

(2) 計画一日使用水量

(メーター口径の決定)

第25条 メーターの口径選定は、計画使用水量及び使用形態を考慮し、次の各号によるものとする。

(1) 直圧給水

計画使用水量は、瞬時最大使用水量を基準として定めるものとする。

(2) 貯水槽給水

計画使用水量は、計画一日使用水量を基準として定めるものとする。

2 メーター口径は配水管口径より2口径以上小さいものとする。

(給水管口径の決定)

第26条 給水管の口径は、管理者が定める配水管等の計画最小動水圧（以下「設計水圧」という。）時において計画使用水量を供給できる大きさにするものとする。

2 水理計算に当たっては、計画使用水量等の諸条件に基づき、損失水圧、給水管口径等を算出するものとする。

3 給水管の口径は、配水管口径 ϕ 75mm以上の場合、配水管口径より小さいものとする。

第5章 給水装置の分岐及び撤去

(連絡調整)

第27条 指定工事事業者は、配水管等より給水装置工事を行う場合は、事前にその工事施工日について管理者に連絡を行うこと。

- 2 指定工事事業者は、制水弁の操作を必要とする場合又は断水となる場合等について管理者と調整を行うこと。
- 3 管理者は、原則として割丁字管取出し時等においては現場立会いにより指導等を行うこと。

(給水装置の分岐)

第28条 給水装置の分岐は、配水本管以外の配水管等から行うものとする。

- 2 分岐に際しては、水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査を行わなければならない。
- 3 分岐する給水管は、配水管等の水圧低下を起こさないよう配水管等の口径より小さい口径とする。ただし、配水管口径 ϕ 50mmを除く。
- 4 分岐位置は、他の分岐及び継手類から0.3m以上離さなければならない。
- 5 給水引込管は、道路境界線に対して原則、直角に行うものとする。
- 6 分岐の基本は、不断水工法にて施工するものとし、分岐工法材料としては、サドル分水栓又は割丁字管を使用するものとする。また、分岐工法においては、次によるものとする。
 - (1) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル・カッターを使用しなければならない。
 - (2) 粉体塗装又はモルタルライニングされたダクティル鑄鉄管及び鋼管における穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着コアを挿入しなければならない。
- 7 断水を伴う分岐工法を止むを得ず採用する場合は、分岐工法材料としてメカニカルチーズの使用を原則とする。
- 8 管の穿孔及びチーズ取出しの場合の管切断は、はく脱等により通水が阻害されないよう施工しなければならない。
- 9 分岐口径は、使用水量を考慮の上、原則として口径 ϕ 20mm以上とする。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りではない。
- 10 分水器具の取付けにおいて、ボルトの締付けは片締めにならないよう均一に締付けなければならない。
- 11 分岐工法及び分岐材料は、承認されたもので行わなければならない。

(給水装置の撤去)

第29条 給水装置の所有者は、不要となった給水装置を速やかに配水管等から切離さなければならない。

第6章 給水装置の基準

(関係法規等)

第30条 直圧給水における給水装置は、施行令第6条の規定に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造としなければならない。

2 一般給水用の直圧給水装置は、鈴鹿市の水道水のための専用系統による給水装置とし、他の系統と連結してはならない。

(給水管)

第31条 給水管の管種、位置、規模及び構造は、道路状況、建物の構造及び用途等を総合的に検討し決定するものとする。

2 屋外の給水管は、原則、土中埋設配管とすることとし、排水設備及び汚水設備との近接は極力避けること。

3 屋内の給水管は、建物の構造等の状況に応じ、露出又は隠ぺい配管とする。

4 配管は、極力単純な構造とし、維持管理のしやすい位置及び工法とする。

(止水栓)

第32条 止水栓は、給水装置の改造、修理、メーター取替及び使用開始、中止その他の目的で給水を停止するために設置する。

2 止水栓は、容易に開閉でき、耐久性があり、かつ、漏水の生じない構造及び材質のものを設置しなければならない。

3 止水栓は、原則として、官民境界から平面配管延長 1.5m 以内の民地内で将来の維持管理に支障のない場所に設置すること。

第7章 3階直圧給水の基準

(目的)

第33条 この基準は、3階建て建築物について、貯水槽を設置することなく配水管の水圧を利用した直圧給水（以下「3階直圧給水」という。）の範囲を拡大することにより、安全かつ衛生的な水の供給を図ることを目的とする。

(適用地区)

第34条 3階直圧給水の適用地区は、配水管の水圧にて直接給水された各給水栓において、使用するのに支障のない0.25MPa以上の配水管水圧を有する地区とする。

(協議等)

第35条 申込者は、設計着手前に本基準に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うため、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 3階直圧給水協議書（3直様式第1-1号。以下「協議書」という。）

(覚書事項)

第36条 申込者は、協議書を作成する際には、その裏面に記述されている覚書事項の内容について承諾した上で必要事項を記入するものとする。

(建物用途及び配管形態)

第37条 3階直圧給水の対象となる主な建物の用途は、次のとおりとする。

- (1) 戸建て専用住宅
 - (2) 戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅
 - (3) 集合住宅
 - (4) 小規模店舗ビル、小規模事務所ビル、倉庫等
 - (5) 集合住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビル等の併用ビル
 - (6) その他、管理者が認めたもの
- 2 3階直圧給水の対象となる建物の配管形態は、次のとおりとすること。
- (1) 1建物につき1給水引込み、1給水方式とする。ただし、対象建物が同一用途でない場合は、3階直圧給水と貯水槽給水との併用をすることができるものとする。
 - (2) 戸建て専用住宅及び戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅における最小引込口径は20mmとする。
 - (3) 戸建て専用住宅及び集合住宅におけるヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の1分岐管からは1栓とする。
- 3 改造により給水方式を変更する場合は、管理者と協議すること。

(給水装置の逆流防止対策)

第38条 3階直圧給水の逆流防止対策は、次の各号に掲げる対策によるものとする。

- (1) 給水立管における対策
- (2) 逆流防止装置における対策

(配水管の口径)

第39条 3階直圧給水を実施する当該地点における配水管の口径はφ50mm以上とする。

(給水器具の制約)

第40条 3階直圧給水を実施する対象建物の2階及び3階部に設置される給湯器、水道直結式洋風大便器、自動水栓、洗浄弁等は特に水圧を必要とするため、各給水器具の最低作動水圧を水理計算上で満たすものとする。

(水栓の高さ)

第41条 3階直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路路面より9.0mまでとする。

(実施条件及び回答書)

第42条 3階直圧給水の実施条件は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の用途が第37条第1項に規定する用途であること。
 - (2) 給水装置の配管形態が第37条第2項に規定する形態であること。
 - (3) 給水装置の逆流防止対策について、第38条に規定する対策がなされていること。
 - (4) 配水管の口径が第39条に規定する口径であること。
 - (5) 給水器具の制約について、第40条に規定する対処がなされていること。
 - (6) 水栓の高さが第41条に規定する範囲内であること。
- 2 管理者は、提出された協議書及び現場の状況等について審査し、その適否を3階直圧給水回答書(3直様式第2号)により、申込者に回答するものとする。

(給水装置の設計)

第43条 3階直圧給水を実施する対象建物への給水装置の設計は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所の当該地点における設計水圧は、管網計算等によって算出した水圧値を管理者が提示するものとする。
- (2) 給水装置内を流れる設計水量は、計画瞬時最大水量(同時使用水量)とし、使用形態等を考慮した上で実態に応じた水量計算を行うものとする。
- (3) 給水装置内における設計水量に応じた摩擦損失水頭抵抗値を求める場合、口径φ50mm以下は上ストン公式又は東京都実験公式における水理計算を行うものとする。
- (4) 給水装置を設計するに当たっては、第42条第1項の実施条件をすべて満たすよう計画するものとする。

(貯水槽給水からの改造)

第44条 貯水槽給水から3階直圧給水に改造する場合は、水道法第6条第2項に基づき、事前に(1)から(4)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施・確認すること。

(1) 更生工事の履歴がない場合

- ア「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造材質基準」という。)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- イ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ウ 埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。
- エ 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- オ 直圧給水への切替え前において、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- カ 採水方法は、毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水する。
- キ 水質試験の項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴がある場合

- ① ライニングに使用された塗材・工法及び施工状況が明らかな場合
 - ア ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合

証明書の確認を行う。

なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

- イ 耐圧試験における水圧は 1.75MPa を原則とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
 - ウ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5ℓ の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
 - エ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- ② ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
- ア 耐圧試験における水圧は、1.75MPa を原則とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
 - イ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
ただし、既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5ℓ の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
 - ウ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1 のすべての項目を行う。
- (3) 既設高架水槽以降下流側の配管と、新たに設ける直圧給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。
 - (4) その他、3 階直圧給水の協議時には、既設給水設備調査報告書（3 直様式第 3 号）及び 3 階直圧給水切替に関する覚書（3 直様式第 4 号）を管理者に提出すること。

第8章 貯水槽給水の基準

(関係法規等)

第45条 貯水槽は、安全上及び衛生上支障のない管理をしなければならない。

- 2 一般給水用として使用する受水槽以下の設備は、市の水道水のための専用系統とする。
- 3 簡易専用水道における貯水槽水道の設置者は、水道法、同施行令及び管理者の定める条例により貯水槽水道を管理しなければならない。
- 4 簡易専用水道以外における貯水槽水道の設置者は、管理者の定める条例及び施行規程により貯水槽水道を管理しなければならない。

(貯水槽の容量)

第46条 貯水槽の有効容量は、使用時間及び使用水量の時間的変化を考慮して決定すること。

- 2 給水タンクは他用途タンク（消火用、雑用等）と兼用しないこと。
- 3 給水負荷の変動に容易に対応（容量の変更）可能なように施工すること。

(貯水槽への給水量制限)

第47条 設置者は、次の各号に掲げる対策を行うものとする。

- (1) 貯水槽への給水管の口径は、建物の時間平均使用水量（以下「設計水量」という。）以上の水量を流すに満足する口径とする必要はあるが、メーターの使用流量上限範囲を超えない口径とすること。
 - (2) メーター口径φ75mm以上の場合は、給水管に定流量弁又は流量調節弁を取付け、過大な水量が貯水槽へ流入しないようにすること。
 - (3) 貯水槽への吐水口の口径は、メーター口径より大きくしないこと。
- 2 管理者は、配水施設に比べて最大給水量が過大と判断した場合は、給水時間の制限又は給水量を制限するための修繕工事を指導することがある。

(貯水槽の付属設備)

第48条 貯水槽への給水用具（ボールタップ、定水位弁等）には、必要に応じ波浪防止板を設置するものとする。

- 2 貯水槽には、満減水警報装置を設け、受信器は管理室等に設置するものとする。
- 3 越流管は、給水用具によるタンクへの流入水量を十分排出できる口径とするものとする。
- 4 吐水口径φ13～φ20mmまでは、複式ボールタップによる入水とする。また、吐水口径φ20mm以上においては、原則として水撃作用を防止する

ため、定水位弁（副弁付き）を使用するものとする。なお、必要な場合はパイロット管の頂上部に空気弁を取付けるものとする。

- 5 貯水槽以降の給水方式が加圧送水ポンプ方式の場合で、かつ、貯水槽への吐水口径がφ25mm以上の場合は、定水位弁と電磁弁による入水制御を標準とする。また、電極棒の設定水位は、日平均使用水量の30分から1時間分を標準として決定するものとする。
- 6 管がタンクの壁を貫くところは、水密に注意し壁面外側近くに必要に応じて伸縮継手又は可とう継手を組み込むものとする。
- 7 揚水ポンプは、所要水量を十分揚水できる能力のものを設置するものとする。

第9章 水道メーター

(メーター)

第49条 管理者が貸与するメーター（以下「メーター」という。）は、使用者又は所有者等がこれを管理しなければならない。

2 メーターは、給水装置に直結して設置しなければならない。

3 原則として、口径φ50mm以下のメーターは直読メーター、口径φ75mm以上のメーターは個別遠隔指示メーターとする。

(メーターの取扱基準)

第50条 メーターは、使用者別、用途別、建物別等の条件を考慮して設置するものとする。

2 使用廃止及び口径変更により撤去したメーターは、速やかに管理者に返納しなければならない。

3 メーターは、管理者の費用負担にて検定有効期間8年以内毎に取替えるものとする。

(メーターの設置基準)

第51条 管理者が貸与するメーターは、次に掲げる区分により設置するものとする。

(1) 民地内の地面に設置する場合

① メーターは、原則として、官民境界から1.5m以内の民地内で将来の維持管理、検針等に支障のない位置として、常に乾燥し、汚染及び損傷のおそれのない場所に設置するものとする。

② 多量の水を必要とし、常時一定の水量・水圧を必要とする口径φ40mm、φ50mm及びφ75mmのメーターを新規に設置するときは、メーター取替えによる断水等の影響を避けるためにも、メーターバイパスユニット内に設置すること。ただし、メーター以降に受水槽を設置する場合は、メーターバイパスユニットを設置しないことができる。

③ メーターは、水平に取付けるものとし、取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆付けとならないようにしなければならない。

④ メーターは、ボックス内に設置し保護するものとする。

⑤ メーターは、取替等の維持管理が容易に行えるようメーターボックス底部とメーターとの間に適当な間隔を設けるようにしなければならない。

- (2) 各階各戸のパイプシャフト室内等に設置する場合
- ① パイプシャフト室内等に設置する場合は、扉を開けてメーターが確認できるよう、メーターの手前及び上部に支障となる物を設置しないこと。
 - ② メーターは、水平にし、パイロットマークが見えるよう設置すること。
 - ③ 1つのパイプシャフト室内等に2個以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの水栓札を付けること。
 - ④ メーター一次側に止水栓を設置すること。
 - ⑤ 凍結による破損を防ぐため、必要に応じメーター用凍結防止カバーを設置すること。
 - ⑥ 共用通路に面したところで、乾燥し、汚水が入り難く、常にメーターの検針、点検、取替等維持管理がし易い構造とすること。
- 2 各戸検針・各戸徴収をする集合住宅等の貯水槽給水方式におけるメーターの設置は、必ず、管理者が貸与する総括メーターを受水槽より一次側、仕切弁の二次側に設置するものとする。

第 10 章 給水台帳の作成

(給水台帳の作成)

第 52 条 給水台帳は、工事の施工及び工事見積りの基礎であると同時に将来の維持管理のための必須な資料であるため、統一的な方法により明瞭、正確かつ容易に理解できるように作成するものとする。

2 指定工事事業者は、工事の申込み及び完了時に必要な給水台帳を作成し管理者に提出しなければならない。

3 台帳に使用する記号は、表 10-1～10-3 を標準とする。なお、特殊器具については図面に名称、規格等を記載する。

表 10-1 管種の記号

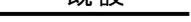
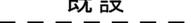
名称		記号
<工種別線>		
配水管	既設 (黒-実線)	 既設
	新設 (赤-実線)	
給水管	既設 (黒-破線)	 既設
	新設 (赤-実線)	
<管種>		
ダクタイル鋳鉄管		DCIP
鋼管		GP
硬質塩化ビニル管		VP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管		HIVP
水道配水用ポリエチレン管		HPPE
ポリエチレン二層管		PP
架橋ポリエチレン管		XPEP
ポリブデン管		PBP

表 10-2 給水栓類に使用する記号

名称	記号	名称	記号
<給水栓類> 一般水栓	 又は 	シャワーヘッド	
混合水栓	 又は 	フラッシュバルブ	
ボールタップ		アングル止水栓 ストレート止水栓	
水栓柱	 又は 	<その他> スリースバルブ	

※二次側の場合は、継手の記号を省略することができる。

表 10-3 給水管の弁栓類その他の主な記号

名称	記号	名称	記号
<弁栓類> サドル付き分水栓		PP 異径チーズ	
割丁字管		60° ロングベンド	
HPPE 用ソフトシール弁		○HIVP 管 HI 異径ソケット	
逆止弁付直結止水栓		HI エルボ	
異径伸縮ユニオン		HI チーズ	
メーター		HI 異径チーズ	
メーターバイパスユニット		○HPPE 管 EF ソケット	
<継手類> ○PP 管 PP ソケット		両受ベンド	
PP 異径ソケット		PV ジョイント	
PV ソケット		PC 短管 1号	
PP エルボ		<その他の材料> ビニールユニオン MCユニオン	
PP チーズ		閉栓キャップ	

※掲載のない記号は、鈴鹿市水道工事設計及び施工管理基準書第 7 章配管詳細図（オフセット）作成用 記号及び名称集を参考とする。

第 11 章 給水装置の施工

(給水引込工事)

第 53 条 給水管を布設するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、0.3 m 以上離して布設すること。
- (2) ポリエチレン管の布設にあたっては、管のねじれ、巻ぐせ等を解き、引張ったりせず、余裕を持った配管とすること。また、貫孔内に管を引込む場合は、損傷を与えないよう注意するとともに、管内に土砂が入らないよう適切な処置を施すこと。
- (3) 給水装置工事は、いかなる場合においても衛生に十分注意し、布設の中断及び 1 日の工事終了後は、管端にプラグ等をして汚水等が侵入しないようにすること。
- (4) 埋設にあたっては、施工場所の土質、配管方法に応じて拔出防止、腐食防止等の適切な防護を施すこと。

(屋内配管工事)

第 54 条 屋内配管工事の施工にあたっては、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 配管は、極力単純な形態とし、維持管理に支障をきたさない位置及び工法を選定すること。
- (2) 配管する前に管内を清掃するとともに、十分管体の検査を行い、亀裂その他の欠陥がないことを確認すること。
- (3) 配管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう、支持金具を用い適切な間隔でスラブ又は壁面等に固定すること。
- (4) その日の工事を終了したときは、管端にプラグ又は栓等をして、ごみ、土砂及び汚水等が侵入しないようにすること。
- (5) 配管の完了後は、管内の洗浄を十分に行うこと。
- (6) 管には、必要に応じて防食、防寒等の措置を施すこと。

(管の接合)

第 55 条 接合は、適切な工具を使用して確実に行い、接合部からの腐食助長、通水阻害、漏水及び離脱等が起こらないように施工し、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 鋼管の接合には、ネジ継手又はフランジ継手を使用する。
- (2) ビニル管の接合には、RR 継手又は TS 継手を使用する。ただし、TS 継手は止水栓又は仕切弁の一次側における使用を禁止する。
- (3) ポリエチレン管の接合には、金属継手を使用する。
- (4) 水道配水用ポリエチレン管の接合には、EF 継手を使用する。

- (5) 集合住宅等における仕切弁の一次側においては、給水装置工事施行基準等に準ずること。
- (6) その他の管材の接合については、その管種に適応した仕様で施工すること。

(防 護)

- 第56条 管の施工にあたっては、管の特性、布設場所の地質、管の受ける内外圧等を十分考慮して管種(管厚等を含む)又は防護を選定すること。
- 2 凍結、損傷又は浸食等のおそれがある場合は、適切な防護を施すこと。
 - 3 水圧等により管が離脱するおそれがある場合は、必ず離脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。
 - 4 異常な水撃圧を生じるおそれのある給水用具を使用する場合は、給水用具の近接箇所には水撃防止装置(エアチャンバー)等を設けること。
 - 5 ライニング鋼管において、土中等、電食及びその他の腐食防止の必要箇所には、防食用ビニルテープによるテープ巻きを施すこと。ただし、内外面ライニング鋼管においては不要とする。

(民地内止水栓)

- 第57条 民地内に止水機能を果たす給水用具として、口径φ25mm以下のメーター一次側には逆止弁付直結止水栓を、また、口径φ40mm以上のメーター一次側にはソフトシール仕切弁を設置しなければならない。
- 2 仕切弁の据付は、前後の配管に注意し維持管理上支障がなく、見やすい場所に設置しなければならない。
 - 3 止水栓は、メーターボックス内に設置し保護しなければならない。
 - 4 仕切弁の基礎は、沈下、傾斜等の起こらないように堅固に施工しなければならない。

(ボックス類の設置)

- 第58条 メーターボックスの設置は、ボックス床面を水平に仕上げ止水用給水用具の操作及びメーター取替が容易に行えるように据付けること。なお、雨水等の浸入をできる限り少なくするよう努めること。
- 2 仕切弁のボックスの基礎は、沈下、傾斜等が起こらないように仕上げること。また、操作に支障のないように設置すること。
 - 3 ボックス上部と下部は、設置後にずれないように施工すること。

(管及び給水用具の接続)

- 第59条 管理者の維持管理区分の管及び給水用具の接続は、管理者の定める材料及び方法により施工するものとする。

第 12 章 検査及び維持管理

(主任技術者が行う検査)

第 60 条 指定工事事業者の主任技術者は、自社による検査を行うものとする。なお、主な検査項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給水装置の構造・材質基準及び施工・取付方法に適合していることの検査・確認を行うこと。
- (2) 施工した給水装置の耐圧試験、機能試験及び水質確認を行うこと。
- (3) 給水台帳等の書類検査を行うこと。

(管理者が行う検査)

第 61 条 管理者の行う検査に主任技術者の立会いを必要と認めた場合は、主任技術者は立会わなければならない。

- 2 管理者の行う検査において不合格と指摘された場合は、修正・手直し後、再度、検査を受けること。

(給水装置工事記録の保存)

第 62 条 指定工事事業者は、施行した給水装置工事ごとに、指名した給水装置工事主任技術者に給水装置工事に係る記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

(給水装置の維持管理)

第 63 条 給水装置の使用者又は所有者等は、水が汚染し、漏れないよう適時、的確に管理を行うものとする。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。